

課題 . 個人情報保護の総論

第26回 問題5より 正答率：67.2%

以下のアからエまでの記述のうち、誤っているものを1つ選びなさい。

- ア．ある県の弁護士会に苦情を申し立てた市民の個人情報が、インターネット上の電子掲示板で、不特定多数の人に閲覧可能になっていたことが分かった。
- イ．ある市は、1人暮らしの高齢者を地域で見守る態勢づくりを推進するため、地域の民生委員に75歳以上の独居老人の個人情報を提供し、訪問してもらう事業を開始することとした。
- ウ．ある国際的ハッカー集団が、情報関連企業のWebサイトに侵入して盗んだ、元政府高官を含む86万人分の個人情報をネットで公開した。
- エ．国民のインターネット実名制を導入しているある国では、相次ぐインターネットでの大規模な個人情報流出事故が発生しているにもかかわらず、実名制の廃止の議論が全くなされておらず、その対応が批判されている。

個人情報保護に関する時事問題

解答：エ

2005年4月の個人情報保護法完全施行から約7年が経過した。その中で個人情報保護法をめぐる社会的な動きがあり、その運用に当たっての課題、個人情報に関する事件や事故等が指摘されている。本問は、このような個人情報保護に関する時事についての理解を問うものである。

- ア正しい。ある県の弁護士会に苦情を申し立てた市民の個人情報が、インターネット上の電子掲示板で、不特定多数の人に閲覧可能になっていたことが分かった。会によると、2008年度と10年度、会に寄せられた最大計48件の苦情について、申し立てた人の名前、住所、電話番号、相談内容、対象の弁護士名が、インターネット上で閲覧できた可能性があった。会では会議の日程調整等に掲示板を使っているが、弁護士への苦情もこの掲示板で共有していた。掲示板を管理する事務局長が、閲覧制限をかけるのを怠っていたという。従って、本記述は正しい。
- イ正しい。近所づきあいの希薄化等で各家庭の事情を把握しにくくなっている現状を改善し、増え続ける1人暮らしの高齢者を地域で見守る態勢づくりを推進しようと、ある市は、2012年4月から、地域の民生委員に75歳以上の独居老人の個人情報を提供し、訪問してもらう事業を本格的に始めることとした。同事業の実施のため、市は、2009年に検討会を設置し、75歳以上の1人暮らしのお年寄りの氏名や住所、電話番号、要介護度等は本人の「同意なし」で民生委員や地域包括支援センターに提供できるよう準備を進めてきた。そして、市は、2011年3月に個人情報保護審議会が「公共の利益がある」として例外的な情報利用を認めたのを受けて、2011年末から、住民基本台帳等を基に作成した約1万人の名簿の提供を開始している。従って、本記述は正しい。
- ウ正しい。2011年12月、ある国際的ハッカー集団は、米情報関連企業のWebサイトに侵入して盗んだ利用者86万人分の個人情報をネットで公開した。電子メールのアドレスやパスワード等で、米元国務長官や元副大統領らのアドレスも含まれていた。従って、本記述は正しい。
- エ誤り。ある国では、最近相次ぎ発生したオンライン上での大規模な個人情報流出事件を受け、政府が「制限的本人確認制」(インターネット実名制)の廃止を検討していることが分かった。この実名制は、ネット上の悪質なコメントによる社会的弊害を防止するため、2007年7月に導入されたが、海外SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)が急速に普及し、インターネットの接続環境が変化していることから制度の再検討は避けられないと説明している。従って、本記述は誤っている。

第26回 問題15より 正答率：73.0%

個人情報の利用目的の特定に関する以下のアからエまでの記述のうち、誤っているものを1つ選びなさい。

- ア．個人情報取扱事業者が個人情報の利用目的を特定するに当たっては、これを単に抽象的、一般的に特定するのではなく、個人情報取扱事業者において最終的にどのような目的で個人情報を利用するかをできる限り具体的に特定する必要がある。
- イ．「ご記入いただいた氏名、住所、電話番号は、名簿として販売することがあります。」は、具体的に利用目的を特定している事例といえる。
- ウ．「ご記入いただいた氏名、住所、電話番号は、弊社のマーケティング活動に利用いたします。」は、具体的に利用目的を特定している事例といえる。
- エ．個人情報取扱事業者は、従来の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲においては、個人情報の利用目的を変更することが認められる。

利用目的の特定及び変更（法15条）

解答：ウ

個人情報保護法は、法15条で、個人情報取扱事業者は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用目的をできる限り特定しなければならない旨、及び利用目的の変更について定めている。本問は、この利用目的の特定及び変更についての理解を問うものである。

- ア正しい。個人情報取扱事業者は、利用目的をできる限り具体的に特定しなければならない。利用目的の特定に当たっては、利用目的を単に抽象的、一般的に特定するのではなく、個人情報取扱事業者において最終的にどのような目的で個人情報を利用するかをできる限り具体的に特定する必要がある。従って、本記述は正しい。
- イ正しい。利用目的の特定に当たっては、利用目的を単に抽象的、一般的に特定するのではなく、個人情報取扱事業者において最終的にどのような目的で個人情報を利用するかをできる限り具体的に特定する必要がある。そして、「ご記入いただいた氏名、住所、電話番号は、名簿として販売することがあります。」は、具体的に利用目的を特定している事例といえる。従って、本記述は正しい。
- ウ誤り。利用目的の特定に当たっては、利用目的を単に抽象的、一般的に特定するのではなく、個人情報取扱事業者において最終的にどのような目的で個人情報を利用するかをできる限り具体的に特定する必要がある。そして、「ご記入いただいた氏名、住所、電話番号は、弊社のマーケティング活動に利用いたします。」は、具体的に利用目的を特定している事例とはいえない。従って、本記述は誤っている。
- エ正しい。個人情報取扱事業者は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない（法15条2項）。従って、本記述は正しい。

保有個人データに関する以下のアからエまでの記述のうち、誤っているものを1つ選びなさい。

- ア．個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データが利用目的の達成に必要な範囲を超えて取り扱われているという理由によって、当該保有個人データの利用停止を求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、遅滞なく、当該保有個人データの利用を停止しなければならない。
- イ．個人情報取扱事業者は、個人情報保護法上、利用停止等に応じる必要がない場合であっても、保有個人データについて本人から利用停止の求めがあったときには、自主的に利用停止に応じる等、本人からの求めに一層対応していくことが望ましい。
- ウ．個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの利用目的が本人の知り得る状態に置かれていないという理由によって、当該保有個人データの利用停止を求められた場合、その求めに理由があることが判明したときは、個人情報保護法上、遅滞なく、当該保有個人データの利用を停止しなければならない。
- エ．個人情報取扱事業者は、本人からの求めに応じて保有個人データの利用停止等を行ったときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

保有個人データの利用停止等（法27条）

解答：ウ

個人情報保護法は、法27条で、保有個人データの利用の停止又は消去（以下「利用停止等」という。）に関する事項を定めている。本問は、この保有個人データの利用停止等についての理解を問うものである。

- ア正しい。個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データが利用目的の達成に必要な範囲を超えて利用されていること（法16条違反）又は不適正に取得されたこと（法17条違反）を理由に保有個人データの利用停止等を求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、原則として、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等を行わなければならない（法27条1項本文）。従って、本記述は正しい。
- イ正しい。消費者等、本人の権利利益保護の観点から、事業活動の特性、規模及び実態を考慮して、保有個人データについて本人から求めがあった場合には、ダイレクトメールの発送停止等、自主的に利用停止に応じる等、本人からの求めに一層対応していくことが望ましいとされている。従って、本記述は正しい。
- ウ誤り。個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データが利用目的の達成に必要な範囲を超えて利用されていること（法16条違反）又は不適正に取得されたこと（法17条違反）を理由に保有個人データの利用停止等を求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、原則として、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等を行わなければならない（法27条1項本文）。そのため、利用目的が本人の知り得る状態に置かれていないということについては、個人情報保護法上の利用停止等の対象とならず、個人情報取扱事業者は利用停止義務を負わない。従って、本記述は誤っている。
- エ正しい。個人情報取扱事業者は、個人情報保護法の規定に基づき求められた保有個人データの全部若しくは一部について利用停止等を行ったとき若しくは利用停止等を行わない旨の決定をしたとき、又は保有個人データの全部若しくは一部について第三者への提供を停止したとき若しくは第三者への提供を停止しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない（法27条3項）。従って、本記述は正しい。

第26回 問題34より 正答率：27.6%

個人情報取扱事業者の個人情報の取扱いについての主務大臣の関与に関する以下のアからエまでの記述のうち、誤っているものを1つ選びなさい。

- ア．個人情報取扱事業者が個人情報の利用目的を十分に特定していないことのみをもって、主務大臣が個人情報保護法に基づき勧告を発することはない。
- イ．経済産業分野においては、個人情報取扱事業者が主務大臣の勧告に従わなかったか否かを明確にするため、経済産業大臣は、勧告に係る措置を講じるべき期間を設定してこれを行うこととされている。
- ウ．個人情報取扱事業者が個人情報保護法上の勧告に従わない場合、当該勧告に従わなかったことのみを理由に主務大臣は個人情報保護法に基づき命令を発することになる。
- エ．主務大臣は、個人情報保護法の規定に基づき、個人情報取扱事業者に対し権限を行使するに当たっては、表現の自由、学問の自由、信教の自由及び政治活動の自由を妨げてはならない。

主務大臣の関与（法32条～36条）

解答：ウ

個人情報保護法は、主務大臣が個人情報取扱事業者に対し、法32条で個人情報の取扱いに関し報告をさせることができる旨を、法33条で個人情報の取扱いに関し必要な助言をすることができる旨を、法34条で勧告及び命令をすることができる旨を、法35条で主務大臣の権限行使の制限を、法36条で主務大臣について定めている。本問は、この主務大臣による関与についての理解を問うものである。

- ア正しい。主務大臣が勧告を発するのは、個人情報取扱事業者が、法16条から18条まで、20条から27条まで又は30条2項の規定に違反した場合であって、個人の権利利益を保護するため必要があると認めるときである（法34条1項）。このため、利用目的の特定に関する法15条1項違反のみを理由として個人情報保護法に基づく勧告が発されることはない。従って、本記述は正しい。
- イ正しい。経済産業分野においては、事業者が「勧告」に従わなかったか否かを明確にするため、経済産業大臣は、「勧告」に係る措置を講ずべき期間を設定して「勧告」を行うこととされている。従って、本記述は正しい。
- ウ誤り。個人情報保護法に基づく主務大臣の命令は、単に勧告に従わないことをもって発せられることはなく、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において個人の重大な権利利益の侵害が切迫していると認めるときに限られる（法34条2項）。従って、本記述は誤っている。
- エ正しい。主務大臣は、個人情報保護法の規定に基づき個人情報取扱事業者に対し権限を行使するに当たっては、表現の自由、学問の自由、信教の自由及び政治活動の自由を妨げてはならない（法35条1項参照）。従って、本記述は正しい。

課題 . 個人情報保護の対策

第26回 問題49より 正答率：52.6%

以下の文章は、セキュリティ対策の具体的な事例である。次のうち、この対策が該当するリスク対応の種類を、ア～エで答えなさい。

リスクの発生する可能性が大きい、発生時の損失が小さい場合、リスク対策を実施して、リスク発生の可能性を低くする、もしくはリスク発生時の損失を下げる必要がある。例えば、認証技術を利用した入退室管理、従業員への情報セキュリティ教育の実施などが挙げられる。

ア．リスクの移転 イ．リスクの回避 ウ．リスクの最適化 エ．リスクの保有

リスク分析 解答：ウ

セキュリティ対策において、リスクの最適化の具体的な事例は、次のとおりである。

リスクの発生する可能性が大きい、発生時の損失が小さい場合、リスク対策を実施して、リスク発生の可能性を低くする、もしくはリスク発生時の損失を下げる必要がある。例えば、認証技術を利用した入退室管理、従業員への情報セキュリティ教育の実施などが挙げられる。

第26回 問題62より 正答率：68.5%

以下の経済産業省の「個人情報の保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドライン」が定める個人情報取扱事業者の組織内での「従業員」の範囲において、正しいものを1つ選びなさい。

- ア．正社員や契約社員は従業員に含まれるが、退職した社員は含まれない。
- イ．事業者の業務に直接的に従事する者は従業員に含まれるが、間接的に従事している者は含まれない。
- ウ．取締役や執行役は従業員に含まれるが、監査役や理事は含まれない。
- エ．パートやアルバイトは従業員に含まれるが、派遣社員は含まれない。

組織的・人的セキュリティ 解答：ア

経済産業省の「個人情報の保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドライン」が定める個人情報取扱事業者の組織内での「従業員」の範囲は、次のとおりである。

- 正社員や契約社員は従業員に含まれるが、退職した社員は含まれない。ただし、非開示契約は、従業員が退職後も一定期間有効であるようにする必要がある。
- 事業者の業務に直接的、または、間接的に従事する者は従業員に含まれる。
- 取締役や執行役、監査役や理事は従業員に含まれる。
- パートやアルバイト、派遣社員は従業員に含まれる。

第26回 問題77より 正答率：43.9%

以下の文章は、バックアップに関する内容である。()に入る最も適切な語句の組合せを、ア～エで答えなさい。

バックアップデータの保存先には、ハードディスクや(a)などがある。一般にバックアップ用メディアとして(a)が用いられることが多い。(a)を利用してバックアップを実施するには、複数の(a)をローテーションさせ、バックアップの信頼性を向上させることが望ましい。また、バックアップデバイスの保管場所にも細心の注意が必要である。バックアップデバイスは、対象システムが保管されている(b)の安全な場所に保管することが望ましい。バックアップの実行は、(c)実施するようにし、バックアップ用メディアにデータが正しくバックアップされているかを確認する作業も必要である。

- | | | |
|---------------|-------------|--------------|
| ア． a ．テープデバイス | b ．サーバールーム外 | c ．定期的かつ自動的に |
| イ． a ．テープデバイス | b ．サーバールーム内 | c ．不定期かつ手動で |
| ウ． a ．CD-ROM | b ．サーバールーム内 | c ．定期的かつ自動的に |
| エ． a ．CD-ROM | b ．サーバールーム外 | c ．不定期かつ手動で |

オフィスセキュリティ 解答：ア

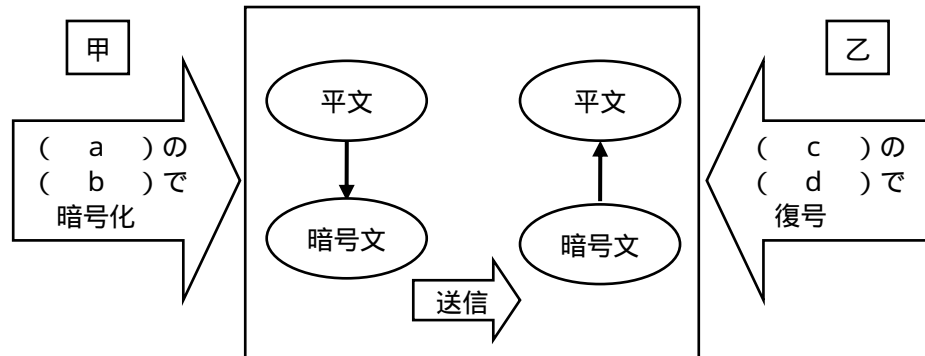
バックアップに関する内容は、次のとおりである。

バックアップデータの保存先には、ハードディスクやテープデバイスなどがある。一般にバックアップ用メディアとしてテープデバイスが用いられることが多い。テープデバイスを利用してバックアップを実施するには、複数のテープデバイスをローテーションさせ、バックアップの信頼性を向上させることが望ましい。また、バックアップデバイスの保管場所にも細心の注意が必要である。バックアップデバイスは、対象システムが保管されているサーバールーム外の安全な場所に保管することが望ましい。バックアップの実行は、定期的かつ自動的に実施するようにし、バックアップ用メディアにデータが正しくバックアップされているかを確認する作業も必要である。

第26回 問題92より 正答率：61.1%

公開鍵暗号方式を用いたメールの送受信の流れとして、下図の()に入る最も適切な用語の組合せを、ア～エで答えなさい。

< 甲から乙へ電子メールを送信する場合の例 >



- | | | | |
|----------|---------|-------|---------|
| ア． a ． 甲 | b ． 公開鍵 | c ． 甲 | d ． 秘密鍵 |
| イ． a ． 甲 | b ． 秘密鍵 | c ． 乙 | d ． 公開鍵 |
| ウ． a ． 乙 | b ． 公開鍵 | c ． 乙 | d ． 秘密鍵 |
| エ． a ． 乙 | b ． 秘密鍵 | c ． 甲 | d ． 公開鍵 |

情報セキュリティ 解答：ウ

公開鍵暗号方式を用いたメールの送受信の流れは、下図のとおりである。

< 甲から乙へ電子メールを送信する場合の例 >

